

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さまへ ≪国民健康保険料（令和4年度分）の減免のお知らせ≫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への支援策として、国民健康保険料の減免について、ご案内いたします。

【令和3年度に実施した当該保険料減免と一部取扱いが異なる部分があります。（波線部分）】

対象世帯1

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、世帯の主な生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡・重篤な傷病（概ね1か月以上の療養を要した）を負った世帯

対象世帯2

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主な生計維持者の令和4年1月以降の「事業収入等」（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 主な生計維持者の事業収入等のいずれかのうち、令和4年の年間収入見込額（令和4年1月から申請月の前月までの収入実績をもとに算出）が、令和3年中の年間収入額と比較して30%以上減少している
 ※令和5年1月以降は令和4年中の収入の確定数値をもとに判定します。
 （保険金（傷病手当金、休業手当）、失業手当、損害賠償等により補填される金額がある場合は、その分を令和4年中の年間収入見込額）に加算します。※行政機関からの補助金を除く
- ② 主な生計維持者の令和3年中の合計所得金額（★）が「1,000万円以下」である
 （★）税法上の合計所得金額ではなく、退職所得を除く総所得金額等から特別控除額を引いた額
- ③ 主な生計維持者の令和3年中の「事業収入等以外の所得（例：雑所得、配当所得、長期譲渡所得等）」と「事業収入等のなかで減少率が30%に満たない収入にかかる所得」の合計額が「400万円以下」である

※ 令和3年中の所得が確認できない場合（未申告等）減免手続きができませんのでご注意ください。
 ※ 非自発的失業者該当（会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方）による保険料軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与所得以外の事業収入等において①の基準に該当する方は対象となる場合があります。

Q1 「主な生計維持者」は、「世帯主」のことですか？

A1 「主な生計維持者」とは基本的には「国民健康保険の世帯主」（国民健康保険の加入を問わず）を言います。ただし、国民健康保険に加入する世帯員の収入が、世帯主より多い場合には、当該世帯は世帯員の収入により生計が維持されていると考えられますので、当該世帯員の収入減少等の事由により今回の減免が適用される場合があります。

Q2 新型コロナウイルスに罹患した証明はどのようなものがありますか？

A2 主な生計維持者の方が新型コロナウイルス感染症により亡くなられた、または、重篤な傷病により概ね1か月以上の療養を要した場合に減免が適用できます。確認は、「死亡診断書」、「医師の診断書」、「療養証明書」など、医療機関もしくは行政機関が発行した『概ね1か月以上の療養を要したことが分かる書類（神奈川県自主療養証明書は対象外）』により行います。

→ [4ページのフローチャートでご確認ください](#)

減免対象となる保険料

令和4年度の保険料（令和5年3月31日までの納期限分）が対象です。

ただし、納付済みの保険料は、減免の対象となりません。※

※対象世帯1は罹患日後に、対象世帯2は減免申請後に、納付書及び口座振替や特別徴収で納付された保険料は減免対象に含みます。

減免額

対象世帯1：全額免除となります

対象世帯2：減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得金額等をもとに次の計算式により減免額を計算します。

対象世帯2にあたる場合の減免額計算式

横浜市国民健康保険のホームページ掲載する「減免額計算シート」（エクセル版）にて減免額を計算することができます。

横浜市国民健康保険料減免 新型コロナウイルス

検索

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料額【表1】} \times \text{減額または免除の割合【表2】} = \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C)$$

【表1】

対 象 保 険 料 額 = A × B / C
A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：世帯の主な生計維持者の「減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年中の所得額」（減少が見込まれる事業収入等が複数ある場合はその合計額）
C：世帯の主な生計維持者及び世帯のすべての被保険者につき算定した令和3年中の合計所得金額

※「減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年中の所得額」（B）が0円（マイナスも含む）の場合は、上記計算式にあてると減免額は0円となりますので、ご了承ください。

【表2】

主な生計維持者の令和3年中の合計所得金額	対象保険料額【表1】に対する減免割合
新型コロナウイルス感染症の影響で廃業または失業した（合計所得金額1000万円以下であれば下の金額によらない）	100%
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%

注意 虚偽の内容を記載及び申立て減免を受けた場合、横浜市国民健康保険条例第27条の規定に基づき減免した金額の5倍に相当する金額以下の過料を科せられます。

申請方法・申請書類

【申請方法】

4 ページにある「自分で確認フローチャート」にて、ご自身の世帯が減免対象となるかご確認をお願いいたします。

減免対象となる場合は、減免申請書と収入等申立書を記入していただき、以下の【申請書類】を、お住まいの区の保険年金課保険係までご郵送ください。

- ・申請にかかるコピーや郵便等の費用についてはご自身でご負担願います。
- ・保険料額決定通知書送付後（6月中旬～7月末）は、区保険年金課に各種お問い合わせが集中し、お電話がつながりにくいことが予想されます。あらかじめご了承ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請をされる際は、可能な限りご郵送にて行っていただき、ご来庁はお控えくださるようお願いいたします。

【申請書類】※①は対象世帯1・2 共通です。②・③は対象世帯別で提出書類が異なります

① 「国民健康保険料減免申請書」・「収入等申立書」

※それぞれ記載例をもとにご記入をお願いいたします。

- ② **対象世帯1** 死亡の場合 ⇒ 死亡診断書
重篤な傷病 ⇒ 医師の診断書、療養証明書等により概ね1か月以上の療養を要したことが分かる書類

③ **対象世帯2**

- ・令和4年1月から申請月の前月までの間における、給与支払明細書や売上帳簿など（収入状況がわかるもの）

※令和5年1月以降は令和4年中の収入の確定数値をもとに判定します。

※給与支払明細書がなく再発行が難しい場合は、預金通帳の写しや勤務先所定の収入証明書でも可。

預金通帳等でも収入状況が不明な場合は、収入等申立書にその旨記載してください。

- ・令和3年中の「確定申告書」や「源泉徴収票」
- ・《廃業や失業の場合》廃業届、離職票、退職証明書等のいずれか1つ

※②・③はコピーを提出

提出された書類に不足・不備がありますと、不承認となる場合がございます。また、同時期に多くの減免申請を審査しますので、減免可否決定までお時間をいただく場合があります。ご理解のほどお願い申し上げます。

【申請期限】

令和5年3月末までに、ご申請をお願いいたします。

あなたの世帯が減免対象となるかご確認ください

主な生計維持者（1 ページ Q1 参照）が、新型コロナウイルス感染症にかかり、死亡もしくは重篤な傷病により概ね 1 か月以上の療養を要しましたか？ ★1 ページの**対象世帯1**に該当するかご確認ください★

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者世帯主の次の収入（給与収入、不動産収入、山林収入、事業収入）がひとつでも減少しましたか？

★1 ページにある**対象世帯2**の①～③のすべてに該当するかご確認ください★

はい

いいえ

対象世帯1に該当

対象世帯2に該当

減免基準に該当していません。

減免が受けられる可能性があります

裏面3ページ「申請方法・申請書類」をご確認いただき、お住いの区役所保険年金課まで、書類をご郵送してください。

（保険料納付のご相談については、区役所保険年金課にて承ります。）

お問い合わせ

_____区役所保険年金課保険係（TEL：045-000-0000）

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免 よくあるご質問と回答

Q 1 対象世帯1が、「令和4年4月1日から」とした理由はなにか？

A 1 「世帯の主な生計維持者」が、令和4年度中に新型コロナの療養期間にかかる方を対象としたことから、減免対象者は「令和4年4月1日から」としました。

Q 2 対象世帯1が、「概ね1か月以上の療養を要した」とした理由はなにか？

A 2 これまでは、新型コロナウイルス感染症の罹患による重症化リスクがどの程度高まるか不明な部分もありましたが、ワクチン接種が進んだことなどにより、重症化リスクが低くなってきているなかで、本来の制度の趣旨に沿った扱いとしました。

Q 3 対象世帯2の「事業収入等」は次の4つ（事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入）のみか？

A 3 そのとおりです。例えば、フリーランスの事業収入を「雑収入」で確定申告されている場合などは、「事業収入等」に該当しませんので、減免対象外となります。

Q 4 対象世帯2の基準①（30%以上収入減少）はどうやって判断するのですか？

A 4 「令和4年の年間収入見込額」が「令和3年の年間収入額（確定値）」と比較して30%以上減少していれば、基準①に該当します。

「令和4年の年間収入見込額」の算定にあたっては、令和4年1月から申請月の前月までの収入額（実績）を確認したうえで判定します。令和5年1月以降は令和4年中の収入の確定数値をもとに判定します。

なお、令和3年度の減免では、全国的な緊急事態宣言の発令により、申請の簡素化や審査の迅速化のため、「連続する3か月間」の収入額（実績）で判定も可としていました。

Q 5 納付済みの保険料は減免対象とならないのか？

A 5 本来、保険料減免は、「納付が困難な世帯への現在未納となっている保険料減免」であり、令和3年度から納付済保険料は減免対象としておりません。

Q 6 申請は郵送のみですか？また、減免決定までの期間はどのくらいかかるのか？

A 6 減免申請は、原則「郵送」となります。ホームページから申請書等が印刷できない場合は、お住いの区の区役所保険年金課保険係（チラシ記載のお問い合わせ）までご連絡ください。

申請から減免決定までは、通常1か月程度ですが、申請が集中する場合は、順次審査を行いますので、減免決定まで1か月以上お時間を頂戴する場合があります。また、申請書や提出書類等に不備や不足がある場合は、その旨ご連絡いたしますので、さらにお時間を頂戴することになります。あらかじめご了承ください。